

特定口座の申告

Q : 私は、今年から株式の売買のため特定口座を開設し、源泉徴収を選択しました。この場合、この口座内の所得は申告しなくともよいようですが、申告することはできないのですか？

A : 特定口座を開設し、源泉徴収を選択した場合は、その源泉徴収口座内の所得は申告しなくともよいこととされています。しかし申告した方が有利な場合は、申告することができます。

【解説】

申告をしない場合、する場合の取扱いは次のようになっています。それぞれの効果を考えて申告するかどうか決定してください。

①源泉徴収口座内所得金額を申告しない場合

- ・扶養控除等の判定の基礎となる合計所得金額に反映されません。
- ・給与所得者の確定申告不要要件（給与以外の20万円までの所得）の判定に含まれません。
- ・還付申告を行う場合に源泉徴収口座内所得金額を除外して申告することができます。

②源泉徴収口座内所得金額を申告する場合

- ・源泉徴収口座内所得金額が赤字で他の口座の所得が黒字の場合、又はその逆の場合は、株式の所得金額の範囲内で損益を通算することができます。
- ・株式等の譲渡損失の繰越控除が適用できます。ただし、この場合は、翌年以後も連続して申告する必要があります。

